

視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額として  
指定管理者が定める額

愛媛県視聴覚福祉センター管理条例第14条第2項及び愛媛県視聴覚福祉センター運営規程第63条の規定に基づき、視覚障害者が生活訓練を受ける場合の利用料金の額として指定管理者が定める額は次の表のとおりとする。

納入義務者	利用者の区分	日 額	
		特定費用	左のうち 光熱水費相当額
20歳以上の入所者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第4号に掲げる者 またはこれに準ずる者	0円	0円
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第3号に掲げる者 (60才未満) (60歳～64歳) (65歳以上)	691円	107円
		592円	92円
		526円	81円
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号に掲げる者	1,243円	193円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号に掲げる者	1,273円	193円	
20歳未満の入所者の保護者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第4号に掲げる者 またはこれに準ずる者	0円	0円
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第3号に掲げる者	0円	0円
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号に掲げる者	0円	0円
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号に掲げる者のうち市町村民税所得割16万円未満の者	0円	0円
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号に掲げる者のうち市町村民税所得割16万円以上の者	388円	55円
20歳以上の通所者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第4号に掲げる者 またはこれに準ずる者	0円	—
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第3号に掲げる者	123円	—
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号に掲げる者	123円	—
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号に掲げる者	380円	—
20歳未満の通所者の保護者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第4号に掲げる者 またはこれに準ずる者	0円	—
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第3号に掲げる者	123円	—
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号に掲げる者	123円	—
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第1号に掲げる者	380円	—